

## 第 587 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 8 月 6 日（金）午後 1 時 29 分から午後 1 時 45 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	-	-	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

11	川口 寛市						
				-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 587 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。出席予定の全ての委員がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 587 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、11 番川口寛市委員 1 名が欠席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。お暑い中、体調はいかがでしょう。台風の予報もあってか、平川のほうでは早くも稲刈りの話も聞きました。時が経つのは早い一方、8 月 2 日から末までの何回目かの緊急事態宣言もありまして、行動時間の制限などもあります。自己管理いただき、みなさんこれから忙しく且つ張り合いのある時期となりますので、体に気を付けていただけたらと思います。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 587 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。14 番白井和子委員、1 番稲村耕一委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第 1 号】</b></p>

<p>森田委員</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番 森田委員お願いします。</p> <p>議案第1号1番について申請地を8月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、富津公民館より南東方向約700mの地点に位置にする農地です。権利者は、経営規模拡大のため、購入しようとするものであり、高齢により離農を考えていた義務者と話がまとまり本申請となったものです。営農計画としましては、芋類の作付けを予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局には補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、高齢で健康上の理由から耕作を続けていくことが難しくなったため、経営の規模拡大を考えていた権利者へ、売買による所有権移転の申請に至ったものであります。申請地は、農用地区域外の農地であり、面積154㎡、権利者の耕作面積は6,504㎡であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。なお、権利者の住民登録地は横浜市であります。数十年前から市内西川に居住し、農業を営んでいることから、通作の問題、農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第1号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも10番 森田委員お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第1号2番について、申請地を8月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>新井の申請地は富津公民館より南西方向約400m、篠部の申請地は、富津公民館より南東方向約2.5kmの地点にそれぞれ位置する農地であります。義務者は高齢のため、一部の農地を基盤強化法により貸し付けておりましたが契約期間が終了したこともあり、売買による所有権移転の申請に至ったものであります。営農計画としましては、水稻及びブロッコリーの作付けを予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>事務局(山口)</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、農業経営基盤強化促進法に基づき貸付を行っておりましたが、契約期間が終了したこともあり、高齢により今後は労働力不足が生じることから、売買による所有権移転の本申請に至ったものであります。</p> <p>権利者は、現在は所有農地がありませんが、農地所有適格法人の要件を備えた法人経営に携わっており、農業経験も10年以上あることから技術力や労働力等に関しても問題ないと考えます。農機具については、一部法人からのリース対応での営農計画となっております。申請地は、農用区域内の農地を含む面積11,422㎡、権利者の耕作面積は0㎡、農用区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため基準を満たしております。以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p><b>【議案第2号】</b></p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。これまで当委員会では、農用地利用集積計画への承認と、農用地利用配分計画案への同意を行ってまいりましたが、今回からはその二つを一括したものを審査、承認していく形の議案となっております。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。はじめに、審議方法の変更についてご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業による農地の貸付、借受をしようとする場合、農地中間管理機構に対し利用権設定を受けようとする農地を「農用地利用集積計画」として定めた後、農地中間管理機構が借り手に対し「農地利用配分計画」として定めようとする案を、個々に承認・同意等をしていただいたところですが、今回より、手続方法が従来方式から、書類の削減や手続きの一元化により手続き期間の短縮が図れる一括方式へと変更されたことにより、別々の議案としていたものを一つの議案に纏め、「農地利用集積計画の決定について」として審査・承認をお願いすることとなりました。</p> <p>それでは、内容につきましてご説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。令和3年第5次の農用地利用集積計画案となります。利用権の設定・転貸を受ける土地は、2筆 5,054㎡でございます。対象農地について個々にご説明をいたします。</p> <p>整理番号 3-5-1 利用権の設定を行う者 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>

	<p>農地中間管理機構から転貸を受ける者 [REDACTED] 他1名 対象農地 [REDACTED] 畑 2,426 m<sup>2</sup>、権利の種類 賃借、利用内容 畑、期間は10年間です。</p> <p>整理番号 3-5-2 利用権の設定を行う者 [REDACTED]</p> <p>農地中間管理機構から転貸を受ける者 [REDACTED] 他1名 対象農地 [REDACTED] 畑 2,628 m<sup>2</sup>、権利の種類 賃借、利用内容 畑、期間は10年間です。 以上の2件となります。</p> <p>9ページをご覧ください。賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況であります。受人は、農業に新規参入する者であり、農業経営基盤強化法に基づく認定就農者として市から認められた者であります。</p> <p>営農計画は、トマト栽培を行う計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声) 「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号は承認されました。</p>
議長	<p><b>【専決処分報告について】</b></p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、10ページ、1番については、駐車場として所有権を移転するもので、面積は合計で1039平方メートルです。2番については、公衆用道路として所有権移転するもので、面積は合計で211平方メートルです。3番については、資材置場として所有権移転するもので、面積は合計で</p>

	<p>1961 平方メートルです。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。（なし）</p> <p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第 587 回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は 9 月 6 日月曜日、場所は 401 会議室で午後 1 時 30 分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。重ねてですが、これから厳しい暑さが続きますので、忙しくなる時期ですが、よろしくご自愛ください。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後 1 時 45 分</p>